

○ 役員等報酬基準（「社会福祉法人秋葉福社会役員の報酬の支給に関する規程」による。）

	報酬額	報酬総額	支給方法	備考
理事長	理事会等1回出席毎に 3万円	年度ごとに12万円を 上限とする	年度最終の理事会当日に 支給する	費用弁償あり*
理事 (職員を除く)	理事会等1回出席毎に 1万5千円	年度ごとに6万円を 上限とする	年度最終の理事会当日に 支給する	費用弁償あり*
監事	理事会等1回出席毎に 1万5千円	年度ごとに6万円を 上限とする	年度最終の理事会当日に 支給する	費用弁償あり*
評議員	報酬なし			費用弁償あり*
評議員選任・解任委員	報酬なし			費用弁償あり*

\* 「社会福祉法人秋葉福社会役員、評議員及び評議員選任・解任委員費用弁償に関する規程」による。